成立法律から見る立案の経験談

フロンティアを探求し続ける

"新しいこと"に挑戦

皆さんは、議員立法というと、どのようなイメージをお持ちになるでしょうか。これまでに関わった立法を振り返って私の心にまず思い浮かぶのは、"これまでにない何か新しいこと"への挑戦をし続けてきたな、ということです。

例えば、取り扱うテーマ自体に新規性がある、というケースがあります。私が平成17年に入局してすぐの頃に携わった「ドクターヘリ」についての法律（「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法」）は、強く印象に残っているものの一つです。

ドクターヘリは、今では、救急医療の重要な一翼を担い、テレビドラマ等でも取り上げられるほどに社会に定着していますが、当時は日本での導入例は数える程しかなく、まさに"これから"のテーマとして、全国的な配備を確保することが課題になっていました。ドクターヘリは、救急「医療」と、救急搬送を行う「消防」の狭間にある存在で、そのどちらの主体が核となって設置・運営するべきなのか、既存の関連法との関係（例えば、医療法の「医療計画」上の位置付け）をどうするか等、新たなテーマであるが故に、今の法体系の中にどう溶け込ませるのか、ということに悩みながら仕事をし、参議院法制局の仕事の面白さを実感した案件でした。

同じように"従来の行政分野の枠に収まらない"テーマの立案としては、東京オリンピック・パラリンピックに向けて平成30年に成立した「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」もあります。

この法律は、①障害の有無にかかわらず、誰もが文化芸術に触れて、参加・創造する機会を得られるようにする、②芸術性の高さから注目される障害者アートについて支援を強化する、という二つのコンセプトの下、必要な各種の取組を推進する法律ですが、"福祉"分野にとどまらず、「文化」にも深く関わる行政課題であることを強く打ち出したい"というのが、立法の動機の一つでした。そこで、「障害者基本法」の体系と「文化芸術基本法」の体系の橋渡しをしつつ、更なる具体策を提示する新規立法、という位置付けで、法案を立案しました。この案件は、新たな位置付けによって施策の方向性を転換し、強力に推進するという点では、やはり"新しいこと"への挑戦であったと思います。

手段の新規性・独自性

扱うテーマの新しさとは異なる視点として、解決手段として使う仕組み・法制度設計に新規性・独自性があった、という仕事もありました。例えば、係長級になる頃に携わったDV防止法（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」）の改正です。

DVを防止する仕組みとして、被害者への接近を罰則付きで禁止する「接近禁止命令」という制度が既に設けられていましたが、直接の接近にとどまらず、電話等による嫌がらせ行為も禁止できないか等が課題になっていました。この命令自体がDV防止法に特有の制度であり、学説・論文にヒントがあるわけではない中、どこまでの行為であれば対象に含めても過剰でないか、合理的な説明が可能なのか、制度趣旨やDVの本質・実態を踏まえて先輩と検討をし続ける日々でした。

議員立法ならではのテーマ

議員が御自身のライフワークとしている政治的課題や、まさに政治で判断するになじむテーマについての立法をお手伝いすることがあるというのも、参議院法制局の立案の特徴です。

改めてこれを実感したのは、課長になる直前に携わった「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正でした。

女性議員を増やす等の政治分野の男女共同参画の推進のために、政党等の自主的取組の促進やハラスメント対策の強化等につながる改正をするものでしたが、"女性活躍のために何としても現状よりも一歩進めたい"という依頼議員の熱い思いを背景になされた立法でした。関係者の合意形成が必ずしも容易ではない中、依頼議員の生の問題意識を伺いながら、法的な対応策のパターンをいくつも相談し、どれであれば広く納得を得られやすいか話し合いを続けたことが、記憶に新しいです。

時々の課題に対処

どの仕事にも共通しているのは、その時々の"ホット"な課題を扱っていたという点です。いわゆる脱法ドラッグが話題になった際には、取締り強化のための行政調査権限の拡充を行う法改正に携わったこともありましたし、震災への応急対策として緊急に取り組むべき措置をまとめる立法に携わったこともありました。そうやって関わった案件が成立し、その日の夕刊の一面を飾ると、目頭が熱くなることもありました。

時々の課題に、フロンティア精神を持って"何かやれるのではないか"と打開策を探る面白さ、議員の思いに近くで寄り添う体験は、この職場ならではのものだと思います。この面白さを、熱意にあふれる皆さんと分かち合いたいなと思っています。

高澤 和也
（平成17年入局・課長）

新人職員アンケート

令和6年に入局した新人職員にアンケートを実施しました。

志望動機

- 議員立法のプロセスに関わることを通じて、現代に生じている法的諸問題の解決に寄与したいと考えたからです。
- 法案作成実習プログラム（旧インターンシップ）（※）を通じて、条文を解釈するだけでなく、法律案自体を作ることの面白さに気付き、参議院法制局を志望しました。
- 学生時代に学んだ法律の知識をいかせる点、また、国政の最前線である国会で働くことができる点に惹かれ、志望しました。

入局後のサポート

- 開会中の入局になるため、業務についていけるか不安でしたが、研修で基本的なことは一から教えてもらうことができ、また、課の皆様が親身になって指導してくださいました。
- メンター（※）から助言や励ましの言葉をいただき、スムーズに仕事に慣れていくことができました。
- 周りの方が常に気にかけてくださるので、日々の仕事上の疑問や不安はすぐに解決できています。

職場の雰囲気

- 物腰が柔らかく、優しい方が多いです。また、課の全員が団結して、法律案の作成等の業務に取り組んでいます。
- 新卒採用で入局した職員以外にも弁護士や中央省庁・自治体からの出向者など様々な属性の方がいて、各々が自分の強みをいかして仕事をしています。
- 少人数で話しやすい雰囲気です。困ったときに周りに助けを求めやすいと感じています。

仕事の魅力・やりがい

- 立法活動という重要な活動の一端に携われるところです。
- 日頃触れることがない分野の法律を学ぶ機会が非常に多いので、多様な知識を身に付けられるところです。
- 法律のプロとして様々な分野の法律の立案に携わることができるところです。

ワークライフバランス

- 終業後にプライベートな時間を確保でき、メリハリをつけて働くことができるので、充実した毎日を過ごせています。
- 開会中は忙しくなることもありますが、深夜残業になることはめったにありません。閉会中は定時に帰れることが多いです。
- 繁忙期である開会中に比べ、閉会中は長めの休暇を取ってリフレッシュすることができます。

学生の方へのメッセージ

- 学生のうちは、勉強だけでなく趣味や遊びも適度に行うのがよいと思います。そうした学生生活を通じて、もし法律や議員立法に関心が芽生えたら、ぜひ参議院法制局について調べてみてください。
- あまりなじみのない職場かもしれませんが、果敢にチャレンジしてみてください。4月に皆様とお会いするのを楽しみにしています。
- 国政の最前線で働いていることを毎日実感できる職場です。法律を使って働きたい方と一緒に仕事ができるのを楽しみにしています。

法案作成実習プログラム（旧インターンシップ）

例年9月に大学生・大学院生を対象に開催しているイベントで、関係法令の調査、法政策の形成、条文化といった議員立法の立案業務を実践的に経験することができます。

課題に対し、職員の指導の下、グループ内での議論と個人での調査・作業を織り交ぜながら、最終的には実習生一人一人が条文を起案していきます。

メンター制度

新規採用職員が職業生活全般に関する相談を行ったり、アドバイスを受けたりすることができるよう、先輩職員が「メンター」となる制度です。

「メンター」には、新規採用職員と年次が近く、かつ、原則として異なる部署に属する職員が指名されるため、普段の業務で感じた疑問点や悩み事などを、気軽に相談することができます。定期的に面談をすることで、職業生活をスムーズに始めることができるようサポートしていきます。